

既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>太陽電池モジュール 太陽の光エネルギーを電気に変換する装置をいう。</u></p> <p>(2) <u>太陽光発電システム 太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。</u></p> <p>(3) <u>蓄電システム 充電によって繰り返し使用することができる電池及びこれに附属する装置の総体をいう。</u></p> <p>(4) <u>太陽光発電設備等 太陽光発電システム又は蓄電システムをいう。</u></p> <p>(5) <u>住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。</u></p> <p>(6) <u>既存住宅 住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。</u></p> <p>(7) <u>グループパワーチョイス 県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備等の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業をいう。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）との<u>販売契約</u>により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等（以下</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>太陽光発電システム 太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する装置の総体をいう。</u></p> <p>(2) <u>蓄電システム 充電によって繰り返し使用することができる電池及びこれに附属する装置の総体をいう。</u></p> <p>(3) <u>太陽光発電設備等 太陽光発電システム又は蓄電システムをいう。</u></p> <p>(4) <u>住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。</u></p> <p>(5) <u>既存住宅 住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）との<u>販売、施工等の契約</u>により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備</p>

改正後	現 行
<p>「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象設備の設置場所)</p> <p>第5条 補助対象設備の設置場所は、補助対象者が居住する長野県内の既存住宅とする。なお、<u>太陽電池モジュール</u>については当該住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、知事の承認を得た上で、その敷地内に設置することができるものとする。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき(補助事業の遂行が困難となったときを含む。)は、事業計画遅延等報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、<u>交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略することができる。</u></p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(財産処分の制限)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 補助事業者が前項の規定により取得財産を処分したときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。</p>	<p>等(以下「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象設備の設置場所)</p> <p>第5条 補助対象設備の設置場所は、補助対象者が居住する長野県内の既存住宅とする。なお、<u>太陽光発電システム</u>については当該住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、知事の承認を得た上で、その敷地内に設置することができるものとする。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき(補助事業の遂行が困難となったときを含む。)は、事業計画遅延等報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合に<u>あつてはこの限りでない。</u></p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(財産処分の制限)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 補助事業者が前項の規定により取得財産を処分した<u>ことにより収入があつたときは</u>、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。</p>

改正後	現 行																															
<p>第17条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 325 1093 651"> <thead> <tr> <th>補助対象設備</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 共通</td> <td>(1) 未使用品であるもの (2) <u>補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと</u> (3) 法令、条例等に適合しているもの</td> </tr> <tr> <td>イ・ウ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 743 1093 925"> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業費の根拠が分かる資料 (<u>見積書等</u>)</td> </tr> <tr> <td>(3)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 1101 1093 1398"> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(5) <u>認定事業者との契約状況が分かる書類</u></td> </tr> <tr> <td>※(2)の書類で確認できる場合は不要</td> </tr> <tr> <td>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u></td> </tr> </tbody> </table>	補助対象設備	要 件	ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) <u>補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと</u> (3) 法令、条例等に適合しているもの	イ・ウ	(略)	(1) (略)	(2) 事業費の根拠が分かる資料 (<u>見積書等</u>)	(3)～(6) (略)	(7) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u>	(1)～(4) (略)	(5) <u>認定事業者との契約状況が分かる書類</u>	※(2)の書類で確認できる場合は不要	(6) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u>	<p>第17条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1162 325 2063 651"> <thead> <tr> <th>補助対象設備</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 共通</td> <td>(1) 未使用品であるもの <u>(新設)</u> (2) 法令、条例等に適合しているもの</td> </tr> <tr> <td>イ・ウ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1162 743 2063 1015"> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業費の根拠が分かる資料 (<u>参考見積、カタログ等</u>)</td> </tr> <tr> <td>(3)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>(7) <u>住宅の屋根上に太陽光発電システムを設置できない場合にあつては、その理由書</u></td> </tr> <tr> <td>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1162 1101 2063 1398"> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(5) <u>設置した設備の型番が分かる資料 (写真、保証書、請求書等)</u></td> </tr> <tr> <td>※(2)～(4)の書類で確認できる場合は不要</td> </tr> <tr> <td>(6) <u>認定事業者との契約状況が分かる書類</u></td> </tr> <tr> <td>※(2)の書類で確認できる場合は不要</td> </tr> <tr> <td>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u></td> </tr> </tbody> </table>	補助対象設備	要 件	ア 共通	(1) 未使用品であるもの <u>(新設)</u> (2) 法令、条例等に適合しているもの	イ・ウ	(略)	(1) (略)	(2) 事業費の根拠が分かる資料 (<u>参考見積、カタログ等</u>)	(3)～(6) (略)	(7) <u>住宅の屋根上に太陽光発電システムを設置できない場合にあつては、その理由書</u>	(8) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u>	(1)～(4) (略)	(5) <u>設置した設備の型番が分かる資料 (写真、保証書、請求書等)</u>	※(2)～(4)の書類で確認できる場合は不要	(6) <u>認定事業者との契約状況が分かる書類</u>	※(2)の書類で確認できる場合は不要	(7) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u>
補助対象設備	要 件																															
ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) <u>補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと</u> (3) 法令、条例等に適合しているもの																															
イ・ウ	(略)																															
(1) (略)																																
(2) 事業費の根拠が分かる資料 (<u>見積書等</u>)																																
(3)～(6) (略)																																
(7) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u>																																
(1)～(4) (略)																																
(5) <u>認定事業者との契約状況が分かる書類</u>																																
※(2)の書類で確認できる場合は不要																																
(6) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u>																																
補助対象設備	要 件																															
ア 共通	(1) 未使用品であるもの <u>(新設)</u> (2) 法令、条例等に適合しているもの																															
イ・ウ	(略)																															
(1) (略)																																
(2) 事業費の根拠が分かる資料 (<u>参考見積、カタログ等</u>)																																
(3)～(6) (略)																																
(7) <u>住宅の屋根上に太陽光発電システムを設置できない場合にあつては、その理由書</u>																																
(8) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u>																																
(1)～(4) (略)																																
(5) <u>設置した設備の型番が分かる資料 (写真、保証書、請求書等)</u>																																
※(2)～(4)の書類で確認できる場合は不要																																
(6) <u>認定事業者との契約状況が分かる書類</u>																																
※(2)の書類で確認できる場合は不要																																
(7) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u>																																